

議案第四十九号

杉並区犯罪被害者等支援条例

右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとする。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、区内に住所を有するものをいう。

三 関係機関等 警察署等国及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、基本的人権を保障することを旨とし、犯罪被害者等が被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に資するものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

2 区は、区民及び事業者（以下「区民等」という。）に対し、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報を提供し、犯罪被害者等の支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有する。

（区民等の責務）

第五条 区民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理
解その他の原因による言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めな
ればならない。

2 区民等は、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければ
ならない。

（相談及び調整）

第六条 区は、犯罪被害者等からの相談に応じ、区及び関係機関等が行う施策又は支援活
動に関する情報提供、助言及び手続補助等の必要な支援を行うとともに、支援に関する
総合的な調整を行うものとする。

2 区は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置する。

3 前項に定める窓口の設置に当たっては、犯罪被害者等の利便、秘密及び名誉の保持並
びに安全の確保に配慮するよう努めなければならない。

（住居の提供等）

第七条 区は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等で規
則で定めるものに対し、一時的な利用のための住居の提供等の必要な支援を行うもの
とする。

（日常生活の支援）

第八条 区は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった犯罪被害者等で規則

で定めるものに対し、家事等の援助者の派遣等の必要な支援を行うものとする。

(経済的支援)

第九条 区は、犯罪等により応急に資金を必要とする犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、資金の貸付けを行うものとする。

(支援体制の構築)

第十条 区は、区と協力して犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第十一条 区は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(関係機関等との連携協力)

第十二条 区は、円滑で効果的な犯罪被害者等の支援を行うため、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例については、この条例の施行後三年を目途として、検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

（提案理由）

犯罪被害者等の支援に関する必要な事項を定める必要がある。